

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成9年2月20日	不動産番号	1300000205362
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	京都市中京区烏丸通夷川上る少将井町			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	町 反 畝 歩	原因及びその日付〔登記の日付〕	
240番	宅地	⑩	32 31	余白	
余白	余白		1020 62	③237番、238番、242番を合筆 〔昭和39年1月8日〕	
余白	余白		935 06	③240番、240番1、240番2に分筆 〔昭和52年1月8日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成9年2月20日	
余白	余白		914 76	③錯誤 〔平成28年10月17日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権登記	余白	所有者 京都市中京区烏丸通夷川上る少将井町 240番地 京 都 商 工 会 議 所 昭和39年法律第18号附則第4項により 昭和46年3月12日登記 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成9年2月20日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(京都地方法務局管轄)
平成28年10月21日
京都地方法務局伏見出張所

登記官

荒 木 節 哉



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K39551 (1 / 5)

1 / 1

表題部 (土地の表示)		調製	平成9年2月20日	不動産番号	1300000205363
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	京都市中京区烏丸通夷川上る少将井町				余白
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
240番1	宅地	57	48	240番から分筆 〔昭和52年1月8日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年2月20日	
余白	余白	57	55	③錯誤 〔平成28年10月17日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権登記	余白	所有者 京都市中京区烏丸通夷川上る少将井町240番地 京都商工会議所 昭和39年法律第18号附則第4項により 昭和46年3月12日登記 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年2月20日

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	地上権設定	昭和52年1月8日 第319号	原因 昭和51年12月27日設定 目的 高速鉄道事業施設敷地昇降口 範囲 大阪湾平均海面の上40・584mから 上45・194mの間 存続期間 高速鉄道事業施設存続期間中 地代 無償 特約 建物其他工作物を築造する場合はあらかじめ設計工法等について京都市と協議を整えるものとする 地上権者 京都市 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年2月20日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(京都地方法務局管轄)

平成28年10月21日

京都地方法務局伏見出張所

登記官

荒木節哉



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K3955-1 (2/5)

1/1

表題部	(土地の表示)	調製	平成9年2月20日	不動産番号	1300000205364
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	京都市中京区烏丸通夷川上る少将井町				余白
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
240番2	宅地	28	07	240番から分筆 〔昭和52年1月8日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年2月20日	
余白	余白	28	13	③錯誤 〔平成28年10月17日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権登記	余白	所有者 京都市中京区烏丸通夷川上る少将井町240番地 京都商工会議所 昭和39年法律第18号附則第4項により 昭和46年3月12日登記 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年2月20日

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	地上権設定	昭和52年1月8日 第319号	原因 昭和51年12月27日設定 目的 高速鉄道事業施設敷地昇降口 範囲 大阪湾平均海面の上40・584mから 上49・584mの間 存続期間 高速鉄道事業施設存続期間中 地代 無償 特約 建物其他工作物を築造する場合はあらかじめ設計工法等について京都市と協議を整えるものとする 地上権者 京都市 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年2月20日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(京都地方法務局管轄)

平成28年10月21日

京都地方法務局伏見出張所

登記官

荒木節哉



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K39551 (3 / 5)

1 / 1

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成9年2月20日	不動産番号	1300000214404
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	京都市中京区両替町通夷川上る松竹町				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	町 反 畝 歩 割	原因及びその日付〔登記の日付〕	
125番	宅地	㊦	47 16	余白	
余白	余白	㊦	143 93	③122番、126番を合筆 〔昭和39年1月8日〕	
余白	余白		912 89	③121番1、121番2を合筆 〔昭和40年1月21日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成9年2月20日	
余白	余白		876 68	③錯誤 〔平成28年10月17日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	昭和40年1月20日 第1341号	所有者 京都市中京区烏丸通夷川上る少将井町 240番地 京 都 商 工 会 議 所 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成9年2月20日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(京都府方法務局管轄)
平成28年10月21日
京都府方法務局伏見出張所

登記官

荒 木 節 哉



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K39551 (4 / 5)

1 / 1

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成9年2月20日	不動産番号	1300000214401
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	京都市中京区両替町通夷川上る松竹町				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
120番	宅地	651	40	余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年2月20日	
余白	余白	661	36	③錯誤 〔平成28年10月17日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和39年3月23日 第8531号	原因 昭和38年12月12日売買 所有者 京都市中京区烏丸通夷川上る少将井町 240番地 京 都 商 工 会 議 所 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年2月20日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(京都地方法務局管轄)
平成28年10月21日
京都地方法務局伏見出張所

登記官

荒 木 節 哉



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K39551 (5 / 5)

1 / 1